

目 次

はじめに 1

第 1 章 給与に関する労使協定 9

第 1 節 昇給率の最低保障の労使協定 10
第 2 節 昇給率の格差制限の労使協定 13
第 3 節 家族手当の廃止と子ども手当の支給の労使協定 16
第 4 節 介護手当の支給の労使協定 18
第 5 節 残業手当の算定基準の労使協定 20
第 6 節 新幹線通勤手当の労使協定 23
第 7 節 自動車通勤手当の労使協定 26
第 8 節 給与の欠勤等控除の労使協定 29
第 9 節 中高年社員の給与の労使協定 32

第 2 章 多様な働き方に関する労使協定 35

第 1 節 選択型テレワークの労使協定 36
第 2 節 選択型勤務時間制度の労使協定 49
第 3 節 フレックスタイム制の労使協定 52
第 4 節 選択型週休 3 日制の労使協定 66

第3章 労働時間の管理と時短に関する労使協定 …… 69

第1節	残業計画の労使協定 ……	70
第2節	残業命令の労使協定 ……	72
第3節	残業の自己申告制の労使協定 ……	75
第4節	ノー残業デーの労使協定 ……	80
第5節	定額残業代制の労使協定 ……	82
第6節	深夜残業の制限の労使協定 ……	87
第7節	残業抑制の労使協定 ……	90
第8節	営業職の労働時間算定の労使協定 ……	93
第9節	専門職の労働時間算定の労使協定 ……	97
第10節	勤務時間インターバルの労使協定 ……	102

第4章 年休・特別休暇に関する労使協定 …… 105

第1節	年休の計画的付与の労使協定 ……	106
第2節	年休の時季指定付与の労使協定 ……	109
第3節	失効年休積立の労使協定 ……	112
第4節	失効年休買上げの労使協定 ……	115
第5節	裁判員休暇の労使協定 ……	118
第6節	ボランティア休暇の労使協定 ……	121
第7節	リフレッシュ休暇の労使協定 ……	124
第8節	病気休暇の労使協定 ……	127
第9節	転身準備休職の労使協定 ……	129

第5章 出向・定年・再雇用に関する労使協定 …… 133

第1節	出向の労使協定 ……	134
-----	------------	-----

第2節	子会社への転籍の労使協定	143
第3節	定年退職者の再雇用の労使協定	145
第4節	選択定年制の労使協定	152
第5節	定年延長の労使協定	155
第6章	フリーランス・業務委託等に関する労使協定	159
第1節	フリーランス活用の労使協定	160
第2節	派遣社員活用の労使協定	163
第3節	業務委託の労使協定	166
第4節	中途採用の労使協定	169
第7章	海外出張・海外駐在に関する労使協定	173
第1節	海外出張旅費の労使協定	174
第2節	海外旅行傷害保険の労使協定	178
第3節	海外駐在員の駐在期間等の労使協定	181
第4節	海外駐在員の医療の労使協定	184
第5節	海外駐在員の休暇の労使協定	187
第8章	不正防止と懲戒に関する労使協定	191
第1節	社有パソコンのモニタリングの労使協定	192
第2節	顧客個人情報漏洩防止の労使協定	195
第3節	コンプライアンス研修の労使協定	199
第4節	インサイダー取引防止の労使協定	202
第5節	セクハラ・マタハラ・パワハラ防止の労使協定	206
第6節	内部通報制度の労使協定	210

第7節	懲戒制度の労使協定	213
第8節	懲戒基準の労使協定	216

第9章 業績不振対策に関する労使協定

第1節	経費節減の労使協定	222
第2節	会議費・出張旅費節減の労使協定	225
第3節	接待費・交際費節減の労使協定	230
第4節	中途採用停止の労使協定	233
第5節	配置転換の労使協定	236
第6節	定期昇給停止の労使協定	240
第7節	賞与の支給停止の労使協定	242
第8節	一時休業の労使協定	245
第9節	希望退職の労使協定	249

第10章 大地震対策に関する労使協定

第1節	夜間・休日の大地震対策の労使協定	254
第2節	夜間・休日の大地震時の安否確認の労使協定	262
第3節	大地震時の社内滞在の労使協定	266
第4節	大地震の避難訓練の労使協定	271

第11章 その他の労使協定

第1節	禁煙手当の労使協定	276
第2節	旧姓使用の労使協定	279
第3節	不妊治療と仕事の両立支援の労使協定	283
第4節	人事考課の労使協定	286

第5節	男性社員の育児休職促進の労使協定	291
第6節	副業の労使協定	294
第7節	節電対策の労使協定	301

第 1 章

給与に関する労使協定

第 1 節	昇給率の最低保障の労使協定	10頁
第 2 節	昇給率の格差制限の労使協定	13頁
第 3 節	家族手当の廃止と子ども手当の支給の労使協定	16頁
第 4 節	介護手当の支給の労使協定	18頁
第 5 節	残業手当の算定基準の労使協定	20頁
第 6 節	新幹線通勤手当の労使協定	23頁
第 7 節	自動車通勤手当の労使協定	26頁
第 8 節	給与の欠勤等控除の労使協定	29頁
第 9 節	中高年社員の給与の労使協定	32頁

第1節

昇給率の最低保障の労使協定

① 労使協定の趣旨

給与（賃金）は、社員とその家族の生活を支える重要な労働条件です。このため、どの労働組合も昇給に最大の力を注いでいます。

昇給の方法には、

- ・毎年1回定期的に行う
- ・随時行う

の2つがあります。いずれを採用するかは、それぞれの会社の自由ですが、

- ・4月から新しい年度が始まる
- ・4月に新入社員が入社する

などの理由から、多くの会社が毎年4月に昇給を行っています。

「組合員の生活を守る」という労働組合の立場からすると、4月の定期昇給において一定率以上の昇給が行われるのが望ましいといえます。そこで組合は会社に対して定期昇給における昇給率（あるいは、昇給額）の最低保障を要求します。

組合から昇給率の最低保障の要求が出されたときは、誠実に対応すべきです。

2 協定の内容

(1) 保障の方法

保障の方法には、図表に示すようなものがあります。保障の方法を協定します。

図表 昇給の最低保障の方法

	例
昇給率方式	給与の最低2%昇給を保障する
昇給額方式	月額最低3,000円の昇給を保障する
昇給率・額併用方式	給与の最低1% + 1,000円昇給を保障する
その他	給与が一定額以下の者に限定して一定率以上の昇給を保障する

(2) 保障の内容

昇給率方式を選択したときは、保障の率を協定します。昇給額方式を選択したときは、保障の額を協定します。

3 労使協定例

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社取締役社長〇〇〇〇

〇〇労働組合執行委員長〇〇〇〇

昇給率に関する労使協定

〇〇株式会社（以下、「会社」という。）と〇〇労働組合（以下、「組合」という。）は、定期昇給における昇給率の最低保障について、

次のとおり協定する。

会社は、4月の定期昇給において、すべての組合員の昇給率を1%以上とすることを保障する。ただし、次に掲げる者は、この限りではない。

- ① 昇給の算定期間における出勤率（所定勤務日数に対する勤務日数の割合）が50%以下の者
- ② 昇給の算定期間において懲戒処分を受けた者

本協定の有効期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から1年とする。ただし、会社または組合が有効期間満了の2ヶ月前までに、相手方に対して異議を唱えないときは、さらに1年有効とし、以後も同様とする。

以上

第2節

昇給率の格差制限の労使協定

1 労使協定の趣旨

労働組合の行動理念の1つは「平等」です。労働条件が全組合員について平等でないと、組合員の結束を維持することができないからです。結束が維持されないと、組合運動を強力に展開していくことができません。

これを昇給についていえば、昇給率が全組合員について平等であることが必要です。ある組合員の昇給率が1%にも達しないというのに、ある組合員の昇給率は10%を超えるという状態は、組合にとって好ましいことではありません。

昇給における平等性の確保という観点から、組合から昇給率の格差制限について要求が出されることがあります。要求が出されたときは、誠実に対応することが必要です。

2 協定の内容

定期昇給における最高の昇給率と最低の昇給率との格差の上限を協定します。格差の上限は数値で具体的に示すことが必要です。「格差はできる限り小さくするように努める」というような抽象的な表現では組合は納得しないでしょう。